
地域BWA制度の概要

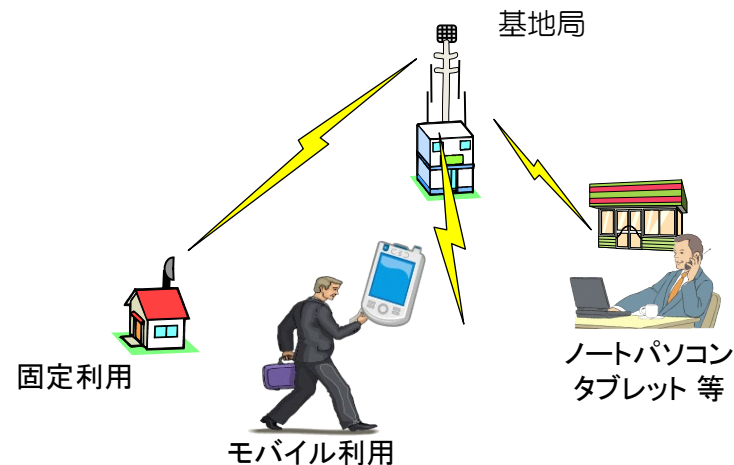
Ver. 3.7

令和2年3月

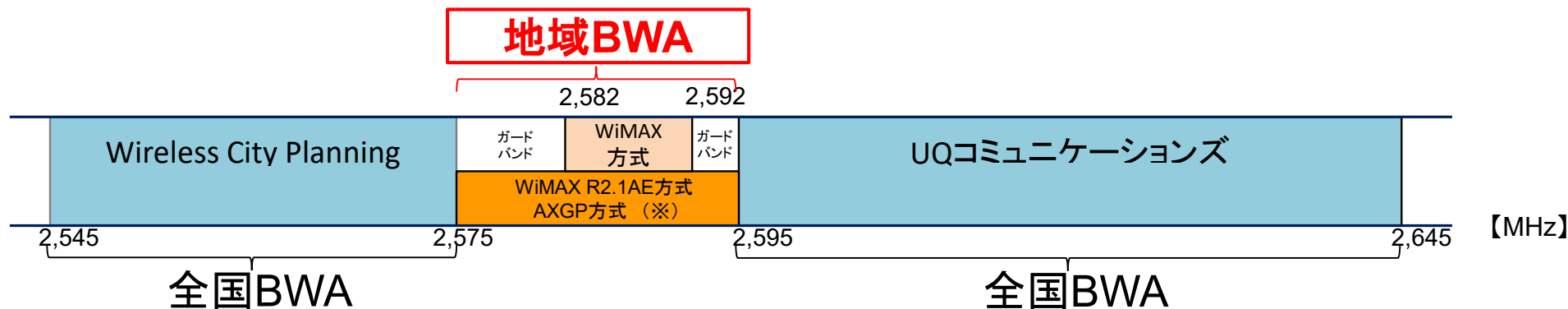
総務省 総合通信基盤局 電波部 移動通信課

- BWA（広帯域移動無線アクセス）システムの特徴
 - 無線通信技術として、国際的な標準規格であるWiMAXやAXGPを利用。
 - 固定光回線並みの高速通信（下り最大220Mbps（※））が実現可能。
 - 1つの基地局で広域をカバー可能（半径2～3Km）。

（※） 20MHz幅システムで4×4MIMOを使用した場合。



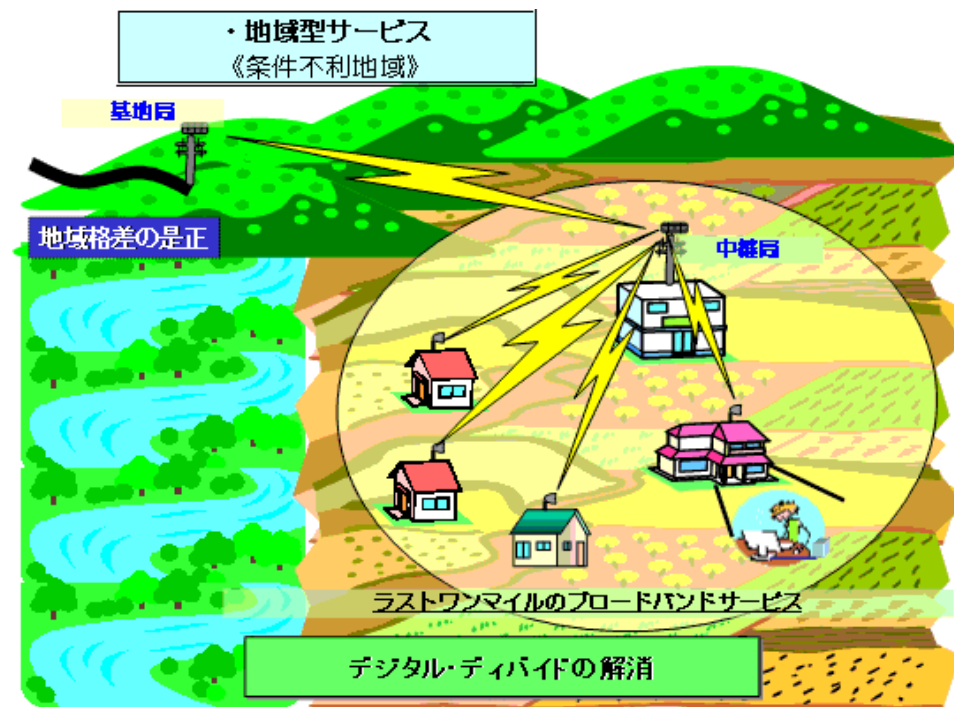
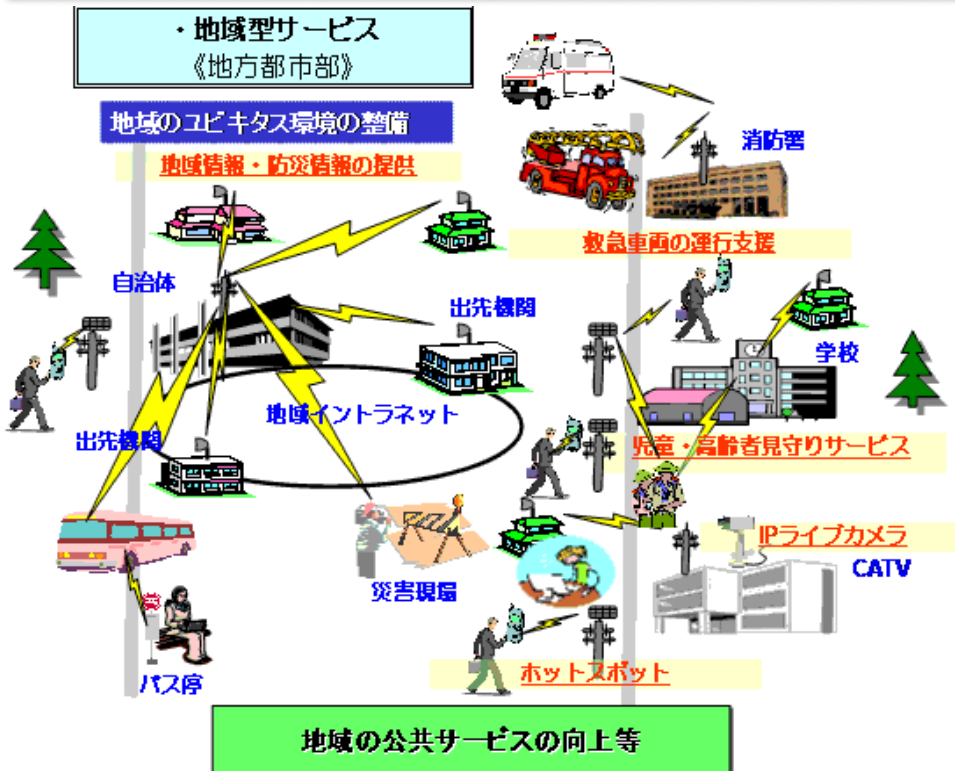
- BWA（広帯域移動無線アクセス）システムとして、平成19年に以下の2つの区分が制度化。
 - 全国BWA：日本全国において公衆向け高速データ通信を行うサービス
 - **地域BWA：市町村においてデジタル・ディバイドの解消、地域の公共サービス向上等に資する高速データ通信を行うサービス**



※ 国際的な標準化プロジェクトである3GPPによって策定された『TDD-LTE』と互換性のある方式

地域BWA制度のイメージ

- 地域BWAを活用した地域の公共の福祉の増進に寄与するサービス計画を有する等の要件を満たす者に対し、総務省が審査の上、当該地域における地域BWAの無線局免許を付与します。
- 免許を付与された地域BWA事業者は、市町村と連携してサービス計画を確実に実施していくことが期待されます。



【想定されるサービス計画例】

- 地域の防災情報、気象情報、交通情報、防犯情報その他の情報を広く住民に提供するためのサービス
- 地域の商工組織、教育機関、学術研究機関、医療機関等が提供するサービスであって、広く住民に提供するためのもの
- サービスが十分に提供されていない地域へのインターネット接続サービス
- 上記以外の地域の公共の福祉の増進に寄与するサービスであって、広く住民に提供するためのもの

地域BWA導入のメリット

- スポットの利用～面的利用、行政利用～一般利用など、多様な地域のニーズや課題に対応する形で地域BWAが持つ豊富なメリットを活用することができます。
- 行政利用のみに限定するのではなく、一般利用を含めた様々なサービスを取り込むことで、地域BWA全体の運用コストを低減させるだけでなく、地域の活性化につながることを期待されます。

行政利用

医療・教育機関内ネットワーク

河川監視カメラネットワーク

防災・行政情報の一斉配信

地域BWAが持つ様々なメリット

【制度面】

- 地域の公共の福祉のために活用可能な、広帯域（20MHz帯幅）の世界標準バンド
- 1基地局単位で開設可能

【技術面】

- 下り最大220Mbps（※1）の高速伝送
- TDD-LTE互換の豊富なハードウェアを活用可能
- マルチメディア同時一斉配信に対応可能
- 強固なセキュリティ

（※1）20MHz幅システムで4×4MIMOを使用した場合。

【運用面】

- 容易に機器やサービスを追加可能
- 狭い地域内でも回線優先度や専用回線を柔軟・容易に設定でき、緊急性や秘匿性を要するサービスも利用可能

デジタルデバイド対策

子供・高齢者の見守りシステム

面的利用

（基地局規模：10局程度～※2）

スポット的利用

（基地局規模：1～数局程度※2）

地域住民向け無線インターネット接続

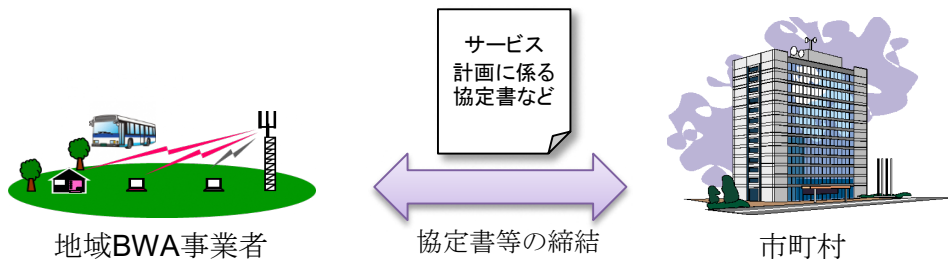
一般利用

商店街等のフリーWi-Fi

（※2）導入する区域の面積、地形、人口密度、提供するサービスの種類等によります。

- 地域BWAが、地域の公共の福祉の増進に寄与するものであることを確保するため、平成26年9月の制度改正において、**市町村との連携が要件として明確化**されました。
- 本制度改正により、地域BWA事業者は、免許申請時に、地域の公共の福祉の増進に寄与する具体的なサービス計画とともに、その根拠となる「**免許主体と市町村長との間で締結された協定等**」が求められます（※）。

（※）市町村との連携を確実なものとするためにも、免許主体と市町村長との間でサービス計画に係る協定書等を締結することが望ましいですが、市町村側の意向によっては、地域BWA事業者によるサービス計画の提案に対する同意回答書等（原則として市町村長の押印つき）で進めることもできます。



【想定されるサービス計画例】

- 地域の防災情報、気象情報、交通情報、防犯情報その他の情報を広く住民に提供するためのサービス
- 地域の商工組織、教育機関、学術研究機関、医療機関等が提供するサービスであって、広く住民に提供するためのもの
- サービスが十分に提供されていない地域へのインターネット接続サービス
- 上記以外の地域の公共の福祉の増進に寄与するサービスであって、広く住民に提供するためのもの

協定書の例

(例)

地域広帯域移動無線アクセスシステムのサービスに関する協定書

〇〇市と△△株式会社は、〇〇市内で実施される「地域広帯域移動無線アクセスシステム」(以下「地域 BWA」という。)のサービスについて、〇〇市における事業計画等の遂行に有益であり、「地域の公共の福祉の増進に寄与するもの」であることを確認し、下記のとおり協定する。

記

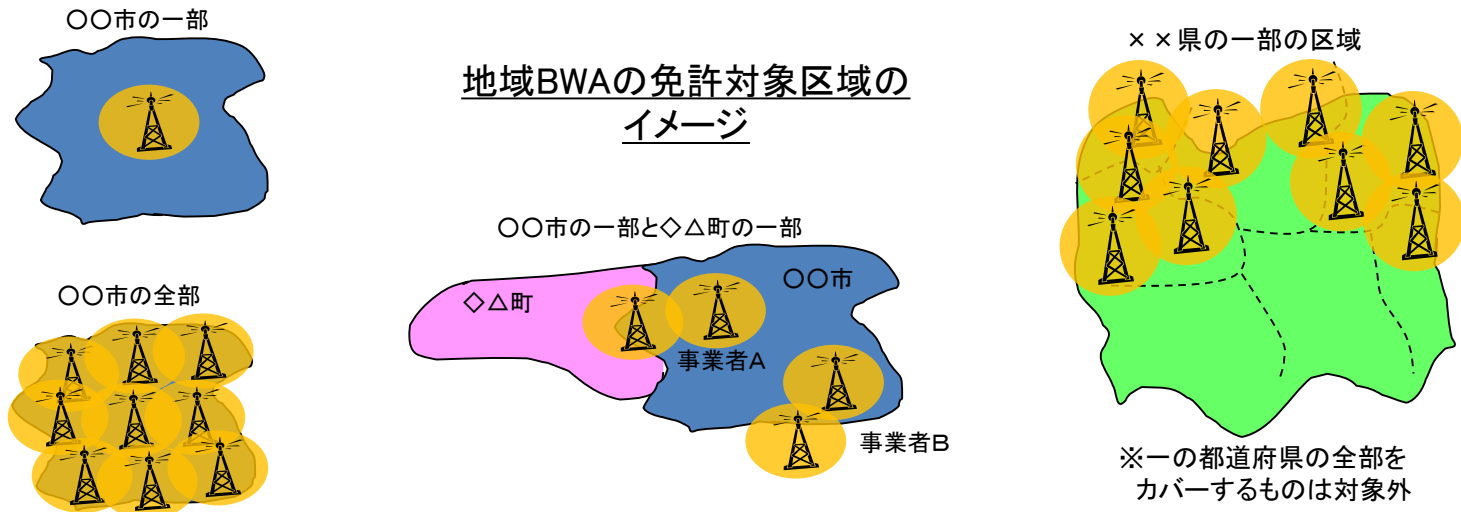
1. △△株式会社は、地域住民に対し、次のサービスを提供すること
 - (1) 地域の防災情報や公共情報
 - (2) 避難所等におけるWi-Fi環境
 - (3) 災害時のバックアップ通信回線
 - (4) 児童・高齢者見守り
2. 〇〇市と△△株式会社は、平成28年〇〇月を目途に上記サービスを実施するため相互に協力すること
3. 〇〇市は、可能な範囲で住民サービスの一環として地域 BWA の有効活用を図ること
4. その他の事項については、両者で協議して決定すること

平成28年〇〇月〇〇日

〇〇市長 〇〇 〇〇 [印]

△△株式会社
代表取締役 △△ △△ [印]

- 公平な競争環境の維持を図る観点から、全国事業者（携帯電話・BWA）及びその関連事業者は地域BWA無線局の免許主体となることはできません。
- 免許の対象区域は、一の市町村の一部または全部の区域です。
また、当該地域の社会的経済的な諸条件や地勢を考慮し、特に必要があると認められる場合であって、地域の公共の福祉の増進に寄与すると考えられる場合は、二以上の市町村にわたる区域も免許の対象区域として認められます。
- 複数の事業者から免許の対象区域が重複する免許申請があった場合、先に総合通信局に到達した免許申請の処理を先行させます。なお、同一市町村内であっても、カバーエリアの棲み分け等により事業者間の干渉回避が可能な場合は、複数の事業者に対して免許付与できる可能性があります。

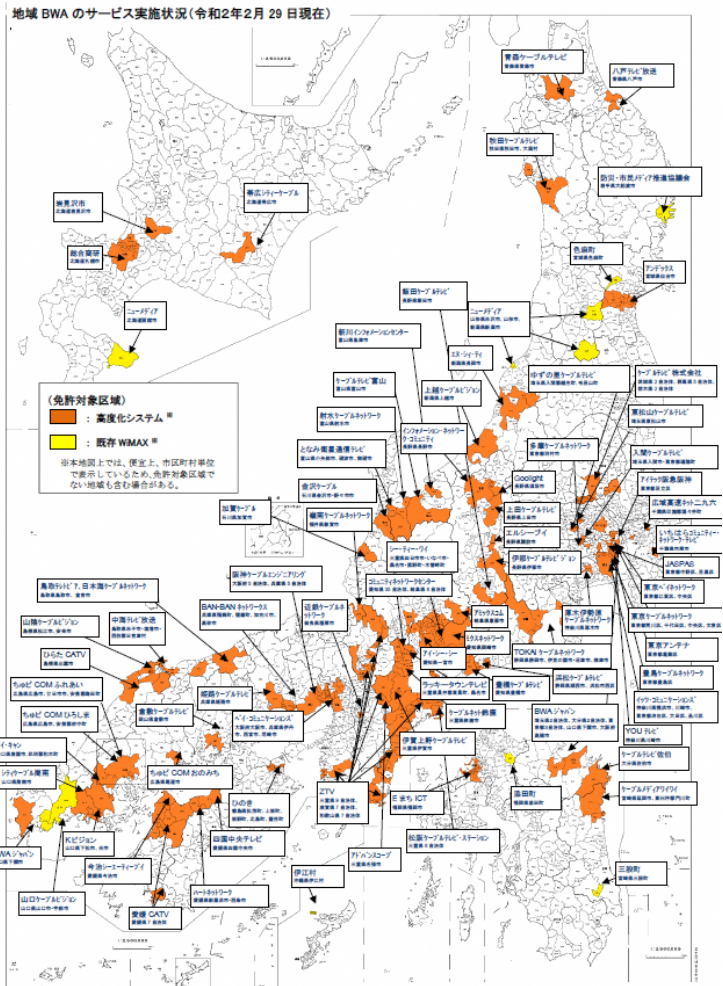


地域BWAシステムの無線局開設状況

地図凡例

- : 高度化方式
- : 既存方式

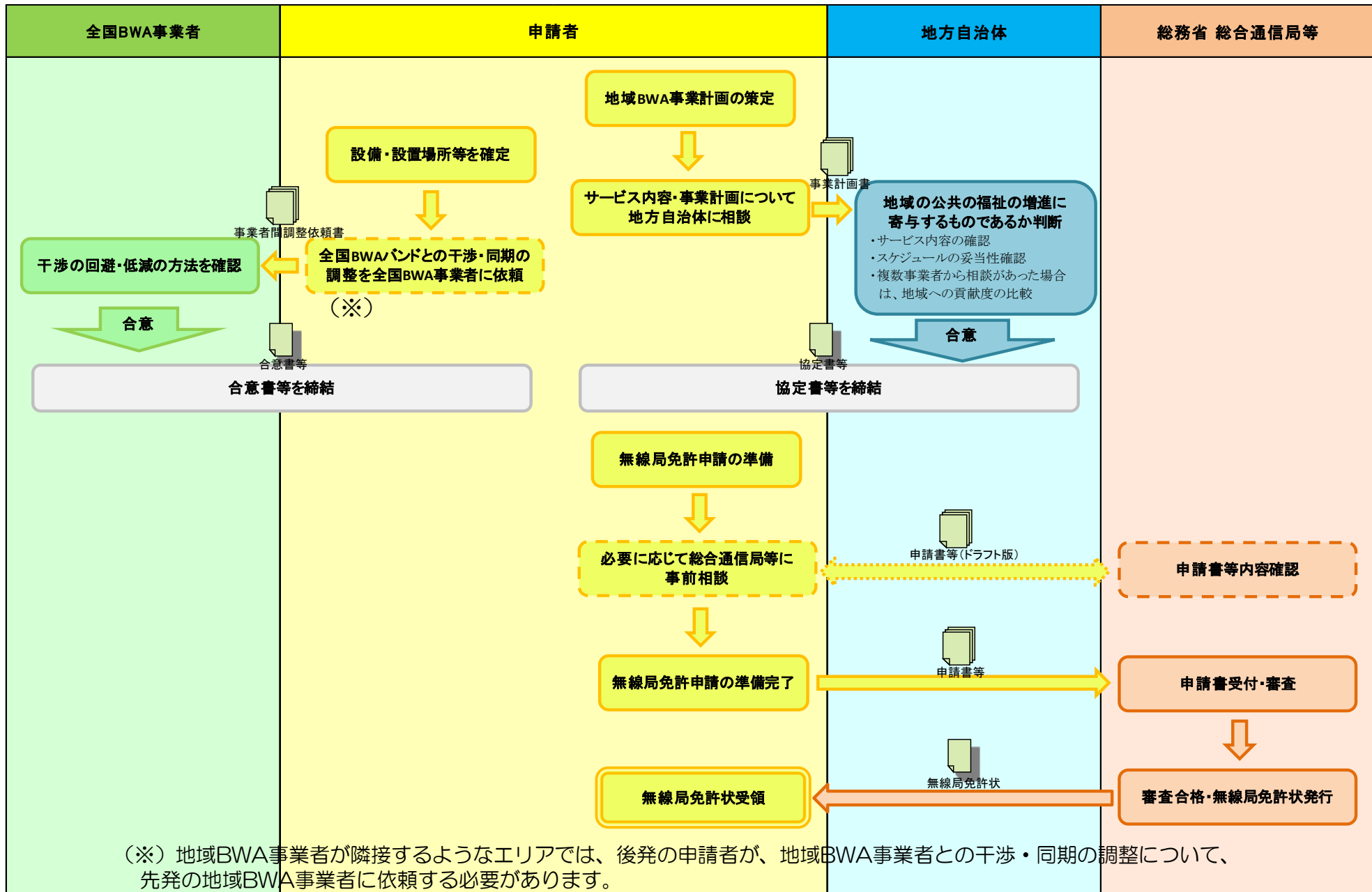
令和2年2月29日現在
 全国で 高度化方式:78者、既存方式:10者 が無線局免許を取得
 (3者が高度化方式と既存方式の両方を取得)



地域BWAシステムの基地局開設数

事業者名	開設数 (R2.2.29現在)		事業者名	開設数 (R2.2.29現在)	
	高度化システム	既存WiMAX		高度化システム	既存WiMAX
BAN-BANネットワークス株式会社	○		株式会社愛媛CATV	○	
EまちICT株式会社	○		株式会社広域高速ネットニル六	○	
JASPAS株式会社	○		株式会社四国中央テレビ	○	
Kビジョン株式会社	○		株式会社秋田ケーブルテレビ	○	
YOUテレビ株式会社	○		株式会社上田ケーブルビジョン	○	
アイテック阪急阪神株式会社	○		株式会社新川インフォメーションセンター	○	
アンデックス株式会社	○		株式会社倉敷ケーブルテレビ	○	
イツツ・コミュニケーションズ株式会社	○		株式会社帯広シティーケーブル	○	
エルシーブイ株式会社	○		株式会社中海テレビ放送	○	
ケーブルテレビ株式会社	○		株式会社鳥取テレビ	○	
となみ衛星通信テレビ株式会社	○		株式会社八戸テレビ放送	○	
ひらたCATV株式会社	○		株式会社飯田ケーブルテレビ	○	
ミクスネットワーク株式会社	○		株式会社嶺南ケーブルネットワーク	○	
ゆずの里ケーブルテレビ株式会社	○		岩見沢市	○	
伊賀上野ケーブルテレビ株式会社	○		近鉄ケーブルネットワーク株式会社	○	
伊江村	○	○	金沢ケーブル株式会社	○	
伊那ケーブルテレビジョン株式会社	○		厚木伊勢原ケーブルネットワーク株式会社	○	
加賀ケーブル株式会社	○		今治シーエーティーブイ株式会社	○	
株式会社BWAジャパン	○	○	阪神ケーブルエンジニアリング株式会社	○	○
株式会社Goolight	○		豊橋ケーブルネットワーク株式会社	○	
株式会社TOKAIケーブルネットワーク	○		三股町	○	○
株式会社ZTV	○		山陰ケーブルビジョン株式会社	○	
株式会社アイ・キャン	○		山口ケーブルビジョン株式会社	○	○
株式会社アイ・シー・シー	○		射水ケーブルネットワーク株式会社	○	
株式会社アドバンスコープ	○		松阪ケーブルテレビ・ステーション株式会社	○	
株式会社いちほらコミュニティ・ネットワーク・テレビ	○		上越ケーブルビジョン株式会社	○	
株式会社インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ	○		色麻町		○
株式会社エヌ・シティ	○		青森ケーブルテレビ株式会社	○	
株式会社ケーブルテレビ佐伯	○		総合商研株式会社	○	
株式会社ケーブルテレビ富山	○		多摩ケーブルネットワーク株式会社	○	
株式会社ケーブルネット鈴鹿	○		添田町	○	○
株式会社ケーブルメディアワイ	○		東京アンテナ工事株式会社	○	
株式会社コミュニティネットワークセンター	○		東京ケーブルネットワーク株式会社	○	
株式会社シー・ティー・ワイ	○		東京ベイネットワーク株式会社	○	
株式会社シティーケーブル周南	○		東松山ケーブルテレビ株式会社	○	
株式会社ちゅびCOMおのみち	○		特定非営利活動法人防災・市民メディア推進協議会		○
株式会社ちゅびCOMひろしま	○		日本海ケーブルネットワーク株式会社	○	
株式会社ちゅびCOMふれあい	○		人間ケーブルテレビ株式会社	○	
株式会社ニューメディア	○	○	姫路ケーブルテレビ株式会社	○	
株式会社ハートネットワーク	○		浜松ケーブルテレビ株式会社	○	
株式会社ひのき	○		豊島ケーブルネットワーク株式会社	○	
株式会社ベイ・コミュニケーションズ	○	○	株式会社アミックスコム	○	
株式会社ラッキータウンテレビ	○				

計85者 78者 10者



■平成19年 8月 BWAの導入に伴う制度整備

■平成20年 6月 地域BWAに係る無線局の免許・予備免許 (H20. 3～免許申請受付)

- ✓ 初の地域BWAの無線局免許の付与 (42者)

■平成25年 4月 BWAに係る臨時の利用状況調査

- ✓ 約95%の市町村で無線局が開設されていない
- ✓ 有償サービス提供する免許人は、約半数にとどまる

12月 地域BWAのシステム多様化のための調査 (H25. 11. 20～H25. 12. 6)

- ✓ 地域BWAを利用する計画を有する者を対象として利用意向を調査
- ✓ 全国BWA事業者の関連会社から全国規模で参入したいという意向あり

■平成26年 7月 電波政策ビジョン懇談会 中間とりまとめ

- ✓ WiMAX R2. 1AEやAXGP方式を速やかに地域BWAに適用すること
- ✓ 市町村との連携等を要件として明確化すること
- ✓ 公平な競争環境の維持を図るため適切な措置を講じること
- ✓ 所要の経過期間を講じた上で全国バンド化を検討すること

10月 地域BWAの高度化システム導入の伴う制度整備

- ✓ 高度化方式 (WiMAX Release 2. 1AE 、 AXGP) の導入
- ✓ 市町村との連携等の要件の明確化
- ✓ 公平な競争環境の維持を図るための免許主体要件の適正化

■平成27年 8月 高度化システムの無線局免許付与

■令和元年12月 自営等BWAに伴う制度整備

総合通信局等(管轄区域)	部署名	問い合わせ	所在地
北海道総合通信局 (管轄区域:北海道)	無線通信部 陸上課	(011)709-2311 (内線4645)	〒060-8795 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第一合同庁舎
東北総合通信局 (管轄区域:青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島)	無線通信部 陸上課	(022)221-0686	〒980-8795 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎
関東総合通信局 (管轄区域:茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨)	無線通信部 陸上第一課	(03)6238-1766	〒102-8795 千代田区九段南1-2-1 九段第三合同庁舎
信越総合通信局 (管轄区域:新潟、長野)	無線通信部 陸上課	(026)234-9946	〒380-8795 長野市旭町1108
北陸総合通信局 (管轄区域:富山、石川、福井)	無線通信部 陸上課	(076)233-4482	〒920-8795 金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎
東海総合通信局 (管轄区域:岐阜、静岡、愛知、三重)	無線通信部 陸上課	(052)971-9221	〒461-8795 名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館
近畿総合通信局 (管轄区域:滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山)	無線通信部 陸上第一課	(06)6942-8555	〒540-8795 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第一号館
中国総合通信局 (管轄区域:鳥取、島根、岡山、広島、山口)	無線通信部 陸上課	(082)222-3365	〒730-8795 広島市中区東白島町19-36
四国総合通信局 (管轄区域:徳島、香川、愛媛、高知)	無線通信部 陸上課	(089)936-5066	〒790-8795 松山市松山市味酒町2-14-4
九州総合通信局 (管轄区域:福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島)	無線通信部 陸上課	(096)326-7859	〒860-8795 熊本市西区春日2-10-1
沖縄総合通信事務所 (管轄区域:沖縄)	無線通信課	(098)865-2306	〒900-8795 沖縄県那覇市旭町1-9 カフーナ旭橋B-1街区5階

版数	更新日	改訂内容
Ver.1.0	平成28年9月1日	初版発行
Ver.1.1	平成28年11月1日	P6「地域BWAシステムの無線局開設状況」のデザインを一部変更 P6、P8 地域BWAシステムの無線局開設事業者に「ZTV」を追加
Ver.1.2	平成28年12月1日	P6、P8 地域BWAシステムの無線局開設事業者に「EまちICT」、「JASPAS」を追加
Ver.1.3	平成29年2月1日	P6、P8 地域BWAシステムの無線局開設事業者に「アドバンスコープ」を追加
Ver.1.4	平成29年3月1日	P6 地域BWAシステムの無線局開設事業者に「BWAジャパン」を追加し、「キャッチネットワーク」を削除 P8 地域BWAシステムの無線局開設事業者に「BWAジャパン」を追加
Ver.1.5	平成29年4月1日	P6 地域BWAシステムの無線局開設事業者に「ちゅピCOMふれあい」、「BAN-BANネットワークス」、「ひのき」を追加し、「大分ケーブルテレコム株式会社」を削除 P8 地域BWAシステムの無線局開設事業者に「ちゅピCOMふれあい」、「BAN-BANネットワークス」、「ひのき」を追加
Ver.1.6	平成29年6月1日	P6 地域BWAシステムの無線局開設事業者に「ちゅピCOMひろしま」、「金沢ケーブルテレビネット」、「四国中央テレビ」、「Kビジョン」を追加し、「日本ネットワークサービス」、「宮古テレビ」を削除 P8 地域BWAシステムの無線局開設事業者に「ちゅピCOMひろしま」、「金沢ケーブルテレビネット」、「四国中央テレビ」、「Kビジョン」を追加
Ver.1.7	平成29年8月1日	P6 地域BWAシステムの無線局開設事業者に「エヌ・シィ・ティ」を追加 P8 地域BWAシステムの無線局開設事業者に「ケーブルネット鈴鹿」、「シー・ティー・ワイ」、「エヌ・シィ・ティ」を追加
Ver.1.8	平成29年9月1日	P6、P8 地域BWAシステムの無線局開設事業者に「伊賀上野ケーブルテレビ」を追加
Ver.1.9	平成29年10月1日	P8 地域BWAシステムの無線局開設事業者に「ハートネットワーク」を追加

版数	更新日	改訂内容
Ver2.0	平成29年12月1日	P6、P8 地域BWAシステムの開設事業者に「東京ベイネットワーク」、「ちゅピCOMおのみち」、「ケーブルテレビ」を追加
Ver2.1	平成30年1月1日	P6 地域BWAシステムの無線局開設事業者に「アンデックス」、「インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ」、「射水ケーブルネットワーク」を追加 P8 地域BWAシステムの無線局開設事業者に「入間ケーブルテレビ」、「アンデックス」、「インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ」、「射水ケーブルネットワーク」、「とнами衛星通信テレビ」、「帯広シティーケーブル」を追加
Ver2.2	平成30年2月1日	P6、P8 地域BWAシステムの無線局開設事業者に「シティーケーブル周南」、「近鉄ケーブルネットワーク」を追加
Ver2.3	平成30年3月1日	P6 地域BWAシステムの無線局開設事業者に「TOKAIケーブルネットワーク」、「須高ケーブルテレビ」を追加 P8 地域BWAシステムの無線局開設事業者に「中海テレビ放送」、「TOKAIケーブルネットワーク」、「須高ケーブルテレビ」を追加
Ver2.4	平成30年4月1日	P6 地域BWAシステムの無線局開設事業者に「松坂ケーブルテレビ・ステーション」を追加し、「玉島ケーブルテレビ」、「ケーブルテレビ(株)」、「CAC」を削除 P8 地域BWAシステムの無線局開設事業者に「東松山ケーブルテレビ」、「松坂ケーブルテレビ・ステーション」を追加し、「ケーブルテレビ(株)」を削除
Ver2.5	平成30年6月1日	P6 地域BWAシステムの無線局開設事業者に「広域高速ネット二九六」を追加し、「上田ケーブルビジョン」、「ラッキータウンテレビ」、「山陰ケーブルビジョン」、「佐賀シティビジョン」、「ケーブルワン」を削除 P8 地域BWAシステムの無線局開設事業者に「広域高速ネット二九六」を追加
Ver2.6	平成30年9月1日	P6、P8 地域BWAシステムの無線局開設事業者に「浜松ケーブルテレビ」、「YOUテレビ株式会社」、「株式会社上田ケーブルビジョン」を追加
Ver2.7	平成30年10月1日	P6、P8 地域BWAシステムの無線局開設事業者に「日本海ケーブルネットワーク株式会社」、「株式会社鳥取テレトピア」、「ケーブルテレビ株式会社」を追加
Ver2.8	平成30年11月1日	P6、P8 地域BWAシステムの無線局開設事業者に「株式会社ケーブルテレビ富山」、「株式会社八戸テレビ放送」、「株式会社アイ・キャン」を追加
Ver2.9	平成31年1月1日	P6、P8 地域BWAシステムの無線局開設事業者に「株式会社新川インフォメーションセンター」、「多摩ケーブルネットワーク株式会社」、「株式会社山陰ケーブルビジョン」を追加
Ver3.0	平成31年3月1日	P6、P8 地域BWAシステムの無線局開設事業者に「ひらたCATV株式会社」、「ミクスネットワーク株式会社」、「ゆずの里ケーブルテレビ株式会社」、「株式会社飯田ケーブルテレビ」、「岩見沢市」、「福井ケーブルテレビ株式会社」を追加
Ver3.1	平成31年4月1日	P6、P8 地域BWAシステムの無線局開設事業者に「株式会社いちはらコミュニティー・ネットワーク・テレビ」、「アイテック阪急阪神株式会社」、「加賀ケーブル株式会社」、「株式会社アイ・シー・シー」、「伊那ケーブルテレビジョン株式会社」を追加

版数	更新日	改訂内容
Ver3.2	令和元年5月1日	P6、P8 地域BWAシステムの開設事業者に「ラッキータウンテレビ」、「青森ケーブルテレビ」を追加
Ver3.3	令和元年6月1日	P6、P8 地域BWAシステムの開設事業者に「エルシーブイ」を追加、「本庄ケーブルテレビ」を削除
Ver3.4	令和元年6月30日	P6、P8 地域BWAシステムの開設事業者に「厚木伊勢原ケーブルネットワーク」を追加、「福井ケーブルテレビ」を削除
Ver3.5	令和元年12月11日	P6、P8 地域BWAシステムの開設事業者を更新
Ver3.6	令和2年1月31日	P6、地域BWAシステムの開設事業者に「株式会社アミックスコム」を追加
Ver3.7	令和2年2月29日	P6、地域BWAシステムの開設事業者に「豊橋ケーブルネットワーク株式会社」を追加